

学校だより



浜風はまかせ

第3号 令和7年4月9日 芦屋市立浜風小学校長 濱田 理



浜風小学校HP
HPのQRコード

緊急時の措置についてのお願い

【家庭掲示用】

緊急時の対応につきましては、避難訓練や日常の学校生活の中で指導していますが、ご家庭でも平日頃から話し合ってください、指導の徹底を図りたいと思っています。
つきましては、下記の状況下にあるときの対応についてお知らせします。ご協力よろしくお願いいたします。

緊急時・警報発令時の対応

1. 大規模地震発生時の措置

(1) 児童が学校にいる時

- 市教育委員会の指示に従い、学校長の判断によって安全かつ迅速な措置をとります。
- 児童の把握をし、家庭へ連絡します。
家庭への連絡がとれない時は、緊急の連絡場所に連絡します。
- 児童の引き取りがあるまでは、学校で保護し続けます。

※地震・津波の程度によって、避難方法が変わります。詳細を裏面に記していますので、必ずご覧ください。

(2) 児童が登下校の時

- ◎児童の対応
 - 倒壊、落下の危険のある建物や屋根の下から離れる。
 - 揺れがおさまったら、できるだけ幅の広い道を通り、学校か家か近い方に行く。

(3) 児童が外出先や屋外にいる時

- ◎児童の対応
 - 倒壊、落下の危険のある建物や屋根の下から離れる。
 - 家に連絡し、家の人指示に従う。連絡が取れない時は、緊急時の連絡場所に連絡する。
 - 家庭で決めている避難所へ行く。

2. 「大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報 大雪警報および特別警報」発令時の措置 〔兵庫県全域〕〔兵庫県南部〕〔阪神〕〔芦屋〕

- ◎午前7時現在、警報発令中の場合……………**家庭待機**
- ◎午前9時まで解除しない場合……………**臨時休校**
- ◎午前9時まで解除した場合……………**解除ししだい登校**

○午前7時の時点で、警報発令中の時〔阪神〕地域に警報が発令されていても〔芦屋〕が含まれていなければ、通常どおりの登校となります。

○「警報発令及び解除」は、学校からお知らせ致しませんので、午前7時前後、及びそれ以降のテレビ、ラジオ等の気象情報に留意してください。

○警報発令中にすでに登校している児童につきましては、気象状況等を判断し安全な措置を取ります。

○気象は、局地的な変化をします。注意報の時点または警報解除後でも、自宅付近の状況を優先して対応してください。遅刻等の心配はしないで、〔安全第一〕に行動させてください。

○児童の安全確保上、学校への電話による問い合わせはお控えください。

○特に緊急または臨時の措置をとる場合のみ、学校からメールでお知らせしますので、それ以外の情報にまどわされないようにしてください。

児童が学校にいる時

- 教育委員会の指示に従い、学校長の判断により安全かつ迅速な措置をとります。
- ◎およそ11時までに警報が発令された場合……………**給食を食べずに帰宅**
- ◎およそ11時以降に警報が発令された場合……………**給食を食べて帰宅**

○安全を確認し、集団下校とします。

○下校につきましては、「緊急時対応カード」に従って対応します。

○留守家庭学級も休みになりますのでご注意ください。

○警報発令時の行動につきましては、普段からお子さんとよく話し合っておいてください。特に警報が発令されそうな日は、声掛けをお願いします。

裏面をご覧ください。

地震発生及び津波警報発令時の対応について（標高10m未満）

	地震・津波の程度	学校の避難方法
1	震度4以下の地震発生 (津波警報なし)	校舎外へ避難 校内の安全が確認できれば、授業を再開
2	震度5弱以上の地震発生 (津波警報なし)	校舎外へ避難 校内、校外の安全が確認できれば、引き渡しの準備をして保護者の迎えを待つ
3	震度5弱以上の地震発生 津波警報発令	校舎外へ避難 校内の安全が確認できれば、校舎3階に避難 津波警報が注意報に引き下げられ、校外の安全が確認できれば、引き渡しの準備をして保護者の迎えを待つ
4	震度5弱以上の地震発生 大津波警報発令	校舎外へ避難 校外の安全が確認できれば、「 (大津波警報発令時避難場所) 」へ避難 *但し、児童の移動が困難と判断した場合は、校舎3階に避難 大津波警報が注意報に引き下げられ、校外の安全が確認できれば、引き渡しの準備をして保護者の迎えを待つ

- ★震度5弱以上の地震が発生した場合は休校です。
- ★芦屋市が示している上記避難方法では、津波警報発令の場合は3階以上への垂直避難とされていますが、浜風小では少しでも津波から離れることを考え、国道43号線以北への水平避難を考えています。
- ★津波警報、大津波警報発令の場合、注意報に引き下げられるまでは、児童は下校させません。
- ★津波警報、大津波警報発令中に保護者の方が迎えに来られた場合でも、引き渡しは行わず、注意報に引き下げられるまでは、児童と一緒に避難場所で待機となります。